

# 伊勢原市パートナーシップ宣誓制度

## 手続きに関する手引き



伊勢原市  
令和5年4月

## 目 次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	… 1ページ
2	宣誓をすることができる人	… 2ページ
3	パートナーシップ宣誓の流れ	… 3ページ
4	宣誓時に必要な書類	… 7ページ
5	宣誓後について	… 9ページ
6	Q & A	…12ページ

参考 伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱

## 1 パートナーシップ宣誓制度とは

伊勢原市は、人権を尊重し、差別や偏見がなく、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すため、令和5年7月から「伊勢原市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、同性・異性を問わず、パートナーシップのある2人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓し、宣誓したことに対して、伊勢原市が宣誓書受領証などを交付するものです。

法的な効力は発生しませんが、さまざまな生きづらさを感じている人の悩みを少しでも軽減し、周囲の方の理解が深まることを期待しています。



### ●●● パートナーシップの定義 ●●●

伊勢原市におけるパートナーシップの定義は「互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係」としています。

## 2 宣誓をすることができる人

---

パートナーシップ宣誓をするには、次の要件を全て満たしている必要があります。

- ◆成年に達していること
- ◆2人が市内に同居していること。または、一方の人が伊勢原市民で、他方が3か月以内に転入予定であること
- ◆婚姻をしていないこと
- ◆宣誓をする相手以外の人とのパートナーシップがないこと
- ◆宣誓をする人同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと。ただし、パートナーシップにある人同士が養子縁組をしている場合は、宣誓することができます

### 3 パートナーシップ宣誓の流れ

#### (1) 宣誓日の事前予約（要相談）

宣誓を希望される日の 2 か月～7 日前までに電話、窓口、電子メールよりご連絡ください。

【受付】 人権・広聴相談課人権・男女共同参画推進係（1階1番窓口）

電話番号 0463-94-4716（直通）

メールアドレス jinken@isehara-city.jp

月曜日～金曜日（休日および年末年始を除く）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

#### ○予約時にお伝えいただきたいこと

##### ①宣誓希望日と時間

##### ②宣誓する二人の氏名（ふりがな）・生年月日・住所・日中の連絡先

◆通称名を使用する場合は、あらかじめお伝えください

◆宣誓できる日時は、月曜日～金曜日（休日および年末年始を除く）

の午前9時～正午、午後1時～午後4時です

◆宣誓日時が確定したことを市が回答した時点で、予約は成立します

◆宣誓希望日は、なるべく複数の候補日をお知らせください

## (2) パートナーシップ宣誓

事前予約した日時に、必要書類（7ページ・8ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人がそろって指定の場所にお越しください。

- ◆プライバシー保護のため、原則個室で対応いたします
- ◆伊勢原市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書」に記入（署名）してください
- ◆自ら記入することが難しい場合は、両当事者立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます

## (3) パートナーシップ宣誓書受領証などの交付

書類に不備がない場合には、パートナーシップ宣誓書受領証などを即日交付いたします。

### ○交付書類

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| ①パートナーシップ宣誓書受領証     | 1通  |
| ②パートナーシップ宣誓書受領証カード* | 各1枚 |
| ③パートナーシップ宣誓書の写し     | 1通  |

※事務作業のため、1時間ほどお時間をいただきます。なお、パートナーシップ宣誓書受領証カードは希望者のみに交付します

## 交付書類のイメージ

### パートナーシップ宣誓書受領証

第3号様式（第6条関係）



第 号  
年 月 日

### パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

宣誓日 年 月 日

伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

伊勢原市では、人権を尊重するまちづくりを目指しています。

お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓され、自分らしく活躍されることを応援しています。

伊勢原市長



パートナーシップ宣誓書受領証カード（縦 54mm×横 86mm 免許証と同じサイズ）

（表面）

	第 年 月 日
<b>パートナーシップ宣誓書受領証カード</b>	
伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
本人	パートナー
氏名 _____	氏名 _____
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
（宣誓日 年 月 日）	
伊勢原市長	印

（裏面）

このカードは、お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓されたことに対し、伊勢原市として証するものです。 法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解くださいますよう、お願いいたします。	
戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）	
本人	パートナー
【緊急連絡先】（記入は自由です）	
私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナー	本人
連絡先 _____	自署 _____

## 4 宣誓時に必要な書類

---

### (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ◆ 宣誓日以前 3 か月以内に交付されたものをお持ちください
- ◆ お一人 1 通ずつ提出してください。ただし、お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたものを 1 通で構いません
- ◆ 本籍・世帯主の氏名・続柄・住民票コード・個人番号（マイナンバー）の記載は不要です
- ◆ 伊勢原市に転入予定の人は、転入後（宣誓日から 3 か月以内）に提出してください

### (2) 婚姻していないことを証明する書類

- ◆ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書をお一人 1 通ずつ提出してください
- ◆ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書は、本籍地の市区町村で取得できます
- ◆ 外国籍の人は、大使館などの公的機関が発行する独身証明書などに日本語訳を添付してください
- ◆ 宣誓日以前 3 か月以内に交付されたものをお持ちください

※ (1) および (2) の書類の交付手数料は自己負担となります。また、返却はいたしませんので、ご了承ください

### (3) 本人確認書類

◆お二人それぞれご用意いただき、提示してください

◆有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります

1枚の提示でよいもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
◆個人番号カード (マイナンバーカード)	◆国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証
◆旅券(パスポート)	◆国民年金手帳
◆運転免許証	◆住民基本台帳カード(顔写真なし)
◆在留カード	※法人が発行した身分証明書(顔写真付)
◆特別永住者証明書	「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類と組み合わせて提示してください
◆住民基本台帳カード(顔写真付)	

### (4) 通称名を確認できる書類

◆通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類(顔写真付きの社員証、住所が記載された郵便物など)を提示してください

※(4)の書類は通称名の使用を希望される人のみ必要です

## 5 宣誓後について

パートナーシップ宣誓書受領証などの再交付および返還の際は、事前に来庁日をご連絡ください。

### (1) パートナーシップ宣誓書受領証などの再交付

紛失や汚損などで再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。「4 宣誓時に必要な書類(3) 本人確認書類」をお持ちください。

- ◆紛失以外の場合は、交付済みの受領証又は受領証カードと引き換えに新しい受領証などを再交付します

### (2) 宣誓事項の変更があった場合

氏名・通称名や住所変更などがあった場合は、変更内容を確認できる書類と「4 宣誓時に必要な書類(3) 本人確認書類」、交付された受領証および受領証カードを添えて「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出ください。

### (3) パートナーシップ宣誓制度の適用終了および受領証などの返還

次のいずれかの場合、制度の適用を終了し、受領証および受領証カードを添えて「パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼受領証等返還届」を提出してください。

- ◆パートナーシップを解消したとき
- ◆一方または双方が市外に転出したとき

※単身赴任、親族の介護などやむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は除きます

◆宣誓の要件（2ページ）に該当しなくなったとき

◆宣誓が無効になったとき（11ページ）

#### （4）パートナーシップ宣誓書受領証など返還後の交付番号公表について

パートナーシップ宣誓書受領証などを返還した場合や前項（3）返還要件に該当しているにもかかわらず、返還されない場合は、市ホームページにパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表します。

返還せずに誤って、パートナーシップ宣誓書受領証などを使用される場合や便益を提供しようとする第三者が、パートナーシップ宣誓書受領証などの有効性を確認する場合などを想定し、公表します。

#### （5）パートナーシップ状況確認などのアンケート調査の実施について

宣誓者に対し、パートナーシップの状況確認などをするため、5年ごとにアンケート調査の実施を予定しています。調査票が届いた際は回答に協力願います。

### ●●●パートナーシップ宣誓が無効となる場合●●●

次のいずれかの場合、パートナーシップ宣誓は無効となり、受領証などを返還していただきます

なお、受領証などが返還されない場合などは、交付番号をホームページ上などで公表する場合があります

- ◆当事者間にパートナーシップ関係がないとき
- ◆宣誓書の内容に虚偽があったとき
- ◆宣誓の要件（2ページ）に反しているとき
- ◆転入予定の方が、宣誓日から3か月以内に住民票の写しなどを提出しないとき

## 6 Q&A

---

### Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻とは、どう違うのか。

A1 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や税金の控除、親族の扶養義務など、さまざまな権利や義務が発生します。一方、伊勢原市パートナーシップ宣誓制度は、伊勢原市の要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

### Q2 欧米などで認められている同性婚制度とは違うのか。

A2 欧米などで認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続や社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。一方、伊勢原市パートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで伊勢原市の要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

### Q3 宣誓をすることができるのは、同性同士のみか。

A3 同性や異性を問わず宣誓ができます。また、事実婚の人も対象です。

### Q4 養子縁組をしています、宣誓をすることはできるか。

A4 パートナーシップにある人同士が養子縁組をしている場合は、宣誓をすることができます。

### Q5 宣誓をするために、同居している必要はあるか。

A5 原則、同居している必要があります。お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束し

た関係であることが必要です。

**Q 6 宣誓の手続きに費用はかかるか。**

A 6 宣誓の手続きや「パートナーシップ宣誓書受領証」などの交付に費用はかかりませんが、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料は自己負担になります。再交付の場合も同様です。

**Q 7 伊勢原市民でないと宣誓できないのか。**

A 7 宣誓者お二人が市内に住所を有している場合、お一人が市内に住所を有し、もうお一人が宣誓後3か月以内に市内へ転入を予定している場合は宣誓できます。

**Q 8 市外に転出する場合は、宣誓書受領証などを返還する必要はあるか。**

A 8 パートナーシップ宣誓をした人の一方または双方が市外へ転出する場合「パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼受領証等返還届」に受領証および受領証カードを添えて返還してください。ただし、単身赴任、親族の介護など、やむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は返還の必要はありません。

**Q 9 パートナーシップを解消した場合は、宣誓書受領証などを返還する必要はあるか。**

A 9 返還する必要があります。

**Q10 代理人や郵送による方法で宣誓することはできるか。**

A 10 市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」などに記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法で宣誓をすることはできません。ただし、自ら記入することが難しい場合は、お二人の立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます。

**Q 11 住民票の写しや戸籍抄本を提出する必要性はあるのか。**

A 11 宣誓者の要件である配偶者がいないことや、居住地を確認するために必要です。

**Q 12 通称名を使用できるか。**

A 12 性別に違和感があるなど、特段の事情がある場合は、通称名を使用できます。希望される場合は、日常生活でその通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証・学生証、通称名で届いた郵便物など、日常的に使用していることが客観的に確認できる資料）を宣誓時に提示してください。なお、宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

**Q 13 市内で転居する場合、手続きは必要か。**

A 13 市内で転居する場合は「パートナーシップ宣誓事項変更届」に住民票の写しを添えて提出してください。

**Q 14 受領証などにはどのような効力や使い道があるか。**

A 14 行政サービスでは、市営住宅や市内の県営住宅への入居申込に利用できます。また、民間サービスでは、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いが行われるケースがあります。詳しくは各事業者にお問い合わせください。

さい。市では、今後利用可能なサービスが広がるよう、制度の周知に努めてまいります。

**Q15 交付番号が公表されるのは、どのような場合か。**

A15 「パートナーシップ宣誓書受領証」などの返還をされた場合と、返還しなければならない場合（11ページの「パートナーシップ宣誓が無効となる場合」）にもかかわらず「パートナーシップ宣誓書受領証」などを返還しない場合です。

返還せずに「パートナーシップ宣誓書受領証」などを誤って使用される場合が想定されますので、公表します。

## 【参考】伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市人権施策推進指針（改定版）（平成29年7月策定）における人権を尊重するまちづくりの基本理念に基づき、パートナーの関係にある2人の市民がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した2人（次条に規定する宣誓の要件に該当する者に限る。）の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、市長に対し、双方がお互いのパートナーであると誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓することができるのは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) 次のいずれかに該当すること。ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

ア 双方が市内の同一住所に居住していること。

イ 一方が市内に住民登録があり、他方が宣誓後3か月以内に当該住所への転入を予定していること（以下「転入予定者」という。）。

ウ 双方が市内に住民登録があり、宣誓後3か月以内に市内の同一住所への転居を予定していること（以下「転居予定者」という。）。

(3) 現に婚姻していないこと。

(4) 現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(5) 宣誓する相手が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族で婚姻をすることができない関係をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップの関係にある者同士が養子縁組をしているときは、この限りでない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書（第2号様式）（以下これらを「宣誓書等」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、宣誓をする2人の立会いの下で他者に代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限る。転入予定者の場合にあっては、転出証明書の写し又は本市に転入予定であることが確認できる書類）

(2) 戸籍抄本又は配偶者のいないことが確認できる書類（宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書等を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示するものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 前条第2号イに規定する転入予定者が市内に転入したときは、宣誓書等を提出した日から3か月以内に住民票の写し等本市に転入したことを証する書類を市長に提出するものとする。ただし、当該期間内に提出することが困難となった場合は、その旨を市長に申し出るものとする。
- 4 前条第2号ウに規定する転居予定者が同一住所に転居したときは、宣誓書等を提出した日から3か月以内に住民票の写し等同居の事実を証する書類を市長に提出するものとする。ただし、当該期間内に提出することが困難となった場合は、その旨を市長に申し出るものとする。
- 5 市長は、前2項ただし書の規定による申出を正当と認めるときは、同項に規定する提出期限を延長することができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等の氏名の記載に際し通称名（戸籍上の氏名（外国人にあつては、これに準ずるもの）に代えて広く通用している呼称をいう。以下同じ。）を使用することができるものとする。

- 2 前項の規定により通称名を用いる場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、宣誓者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式。以下「受領証」という。）に当該宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付する。

- 2 宣誓者が転入予定者又は転居予定者であった場合は、第4条第3項又は第4項に規定する書類の提出後に受領証及び当該宣誓書の写しを交付する。

3

前2項の受領証及び当該宣誓書の写しに加え、希望する者に対しては、市長はパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式。以下「受領証カード」という。）を交付する。

4 宣誓者が前条第1項の規定により宣誓書等に通称名を用いた場合は、受領証及び受領証カード（以下これらを「受領証等」という。）に当該通称名及び戸籍上の氏名を記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領証交付済者」という。）は、受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を紛失したときを除き、既に交付された受領証等を市長に提出するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請をする場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請の内容を適当と認めるときは、受領証等を再交付する。

（宣誓事項の変更）

第8条 受領証交付済者は、パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更（通称名の使用の変更を含む。）があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届（第6号様式）に既に交付された受領証等を添えて、市長に届け出るものとする。この場合において、変更の事実を確認できる書類等を提出し、又は提示するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による届出があり、記載事項に変更があった場合は、当該届出者に変更後の受領証等を交付する。

(宣誓の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップの関係がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第4条第3項又は第4項の規定に反し、転入を証明する書類又は同居の事実を証明する書類を提出しないとき。

(宣誓制度の適用終了及び受領証等の返還)

第10条 受領証交付済者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による宣誓制度の適用は終了するものとする。

(1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき（死亡した場合を含む。）。

(2)

宣誓者の一方若しくは双方が市外に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。

(3) 第3条第3号、第4号又は第6号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 前条の規定により宣誓が無効になったとき。

2 受領証交付済者は、前項各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届（第7号様式）により市長に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。この場合において、紛失等により受領証等を返還できないときは、その旨を市長に申し出るものとする。

(宣誓制度の適用終了に係る交付番号の公表)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により宣誓

制度の適用終了とした受領証等の交付番号（受領証等に付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書等の保存）

第12条 市長は、宣誓書等を第10条第1項の規定により宣誓制度の適用終了した日から起算して5年間保存する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

●●●伊勢原市パートナーシップ宣誓制度 手続きに関する手引き●●●

発行 伊勢原市 市民生活部 人権・広聴相談課 人権・男女共同参画推進係  
〒259-1188 伊勢原市田中348番地  
電話番号 0463-94-4716 (直通)

初 版 令和5(2023)年4月 発行